

県では、平成23年4月の県立病院の地方独立行政法人化に向けて準備を進めています。

その中で、9月中旬から、両病院や看護学校の職員の皆さんを対象とした説明会を開催しています。現在のところ、計13回、約300名の皆さんにご参加いただいています。今回は、説明会での質疑の概要などについてお知らせします。



今回の説明会では、職員の皆さんの意見などをとりまとめた要請書、独法化後に加入することとなる雇用保険、県立病院機構が達成すべき業務運営に関する事項を定めた中期目標(案)について、説明を行っています。

Q.「中期目標」とは、どのようなものですか。

A.地方独立行政法人制度において、県が法人に対し業務運営に関して達成すべき事項を示したものが「中期目標」です。

この中期目標を実現するために法人が「中期計画」を作成し、県が認可する仕組みとなっています。

県 が 作 成	中期目標
	山口県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標(期間4年)
	法人が中期計画を策定する際の指針
	法人の業務の実績を評価する際の基準

指示

法 人 が 作 成	中期計画
	指示された中期目標を達成するための具体的な計画
法 人 が 作 成	年度計画 (毎事業年度策定)
	中期計画に基づく、当該事業年度の業務運営に関する計画



Q.中期目標(案)には、どのような内容が示されていますか。

A.中期目標(案)で病院に対して示されている事項としては、まず政策医療や高度・専門医療を県民に提供するための医療機能を積極的に確保し、その充実に努めることがあります。これは、法人化後も引き続き県立病院の果たす役割は変わらないことを示しています。

また、事務部門の専門性の向上や、在庫管理や契約の見直しにより費用の節減・適正化を図ることなど、法人化により可能となる業務運営の改善に関する事項が示されています。

さらに、就労環境に関する事項では、多様な勤務形態の導入や育児支援の充実など、職員が働きやすい職場環境づくりを進めることも挙げられています。



職員説明会の様子



Q. 法人移行日の給与については県職員であった場合と同じとしていますが、将来的にも県職員と同じ水準が維持されるのですか。

A. 法人に承継される職員の法人移行日の給与については、引き続き県職員であった場合と同じ給料表などが適用されます。

法人化後の給与については、法人と労働組合の交渉に基づき決定されることとなりますが、医療人



材の確保には、適正な処遇が必要とされるものであり、県としても法人に対して適宜助言を行います。

Q. 法人化後は、雇用保険料を負担することになるのですか。

また、共済組合には加入するのですか。

A. 雇用保険法により、独法の職員は、雇用保険に加入することとなります。

保険料は法人と職員がそれぞれ負担することとなりますが、一定期間加入後に退職し、再就職できない場合には、自己都合退職や定年退職の場合であっても給付を受けることができます。

また、法人職員は共済組合に加入するため、病気や負傷に対する給付や退職共済年金などは、引き続き地共済から給付されます。

Q. 7：1看護体制に必要な人材確保はできるのですか。

A. 独法化後は、県の定数条例の適用を受けないため、採用する職員数や採用方法について病院現場に合わせた柔軟な対応が可能です。

現在総合医療センターにおける7：1看護体制の導入に向けて増員を図っていますが、万が一人材が不足する事態となれば、再度採用試験を実施するなど、あらゆる手段を講じて確保を図ります。

7：1看護体制の導入による具体的な人員配置については、入院患者数や勤務体制を考慮しながら病院において決められるものです。



Q. 事務職員について、法人独自の採用は行わないのですか。

A. 事務職員は、病院勤務を前提として採用されたものではないため、当面、県からの派遣とする方向で考えていますが、今後は法人において計画的に採用、育成し、事務部門の専門性の向上を図っていきます。

《御意見をお寄せください》

県では、県立病院の独法化に関して、職員の皆さんの御意見を受け付けています。皆さんからいただいた御意見・御質問は、できる限りこのニュースレター等を通じてお答えするとともに、法人化委員会において報告するなど、検討に活かしていきますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

(提出先：各病院事務局に設置の独法化意見箱)

News Letter

～山口県立病院の独法化について～第17号
発行：健康福祉部医務保険課県立病院班

TEL: 083-933-2910

FAX: 083-933-2939

E-mail: a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

